

市民協働まちづくり条例

平成20年3月26日制定(全21条) 平成20年4月1日施行

みんな
で
支え
合
あ
う



その4 市の機関は、市民公益活動に対して支援します。(第11条～第13条)

- 公共施設の整備、傷害保険の用意など、活動環境を整えます。
- 市民公益活動の活動情報が、市民に周知されるように協力します。
- 市民公益活動に必要な情報を市民活動団体に提供します。
- 人材育成、補助金の支出、団体の表彰など、その他必要な支援を行います。

活動環境や情報提供など、必要な支援を実施します。



その5 地域コミュニティ団体の位置付けや責務等を明確化します。(第14条～第18条)

地域コミュニティ団体の位置付け

- 地域コミュニティ団体は、市のまちづくりの基礎となる市民活動団体です。
- 地域コミュニティ団体の振興を図ります。

※地域コミュニティ団体=校区コミュニティ協議会、校区、自治会が該当します。

地域コミュニティ団体の責務

- 必要に応じて、他の市民活動団体と協働して、自主的に地域の課題に対処します。
- 区域内の市民に参加してもらうよう努めます。
- 区域の市民や団体の意見を把握し、それらの意見を集約・代表します。

市民等の責務

- 市民・市民活動団体・事業者は、身近にある地域コミュニティ団体の活動への参加に努めます。

市の機関の責務

- 地域コミュニティ団体を振興する施策を実行します。
- 地域コミュニティ団体によって集約された地域の意見に配慮します。

地域コミュニティ団体の認定

- 地域コミュニティ団体の活性化を図るために、良好な活動を行っている地域コミュニティ団体を認定する制度を設けます。

団体
地域の課題に取り組みます。

市民
活動に参加します。

市の機関
コミュニティが活性化するように支援します。

その6 基金の設置により市民公益活動支援の財源を確保します。(第19条)

- 「市民協働まちづくり基金」を設置し、その運用により市民公益活動の促進を図ります。
- 税収等に加え、市民・事業者などからの寄付金を基金に積み立てることで、地域社会全体で市民公益活動を支える体制を築いていきます。

みんなが対等な立場で話し合おう。

その7 市民協働まちづくり会議を設けます。(第20条)

- 市民、市民活動団体、事業者、市の機関が、調整する場として「市民協働まちづくり会議」を設け、関連事項を検討します。



協働とは…

市民・市民活動団体・事業者・市の機関がそれぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、お互いに補いあうことです。



▶お問合せ先
田原市総務部総務課 〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
tel ● (0531) 23-3506 fax ● (0531) 23-0180 HP ● <http://www.city.tahara.aichi.jp/>